

# 太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】 (変更原案)に関する意見集約結果について

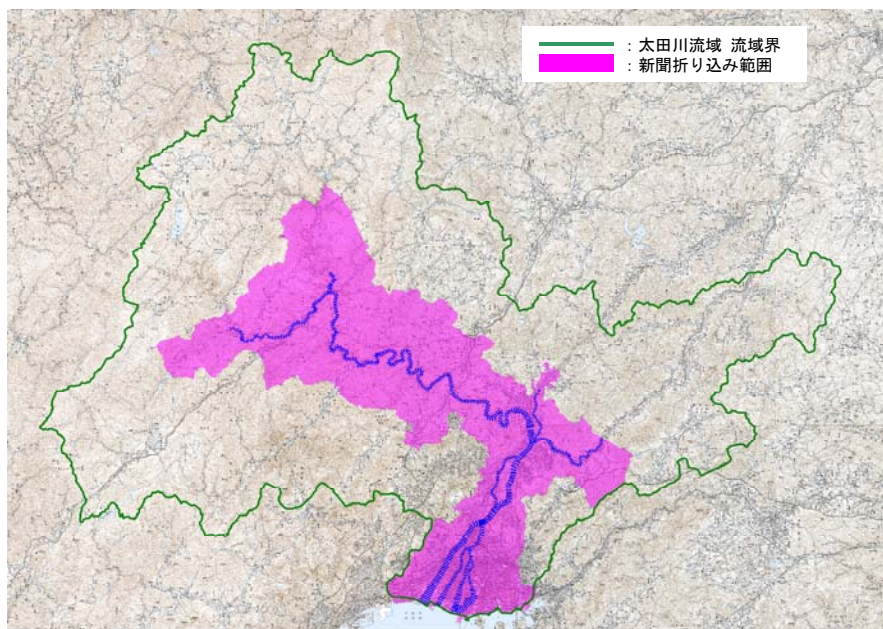
令和2年8月20日

国 土 交 通 省  
中 国 地 方 整 備 局

【意見聴取方法一覧】

| 意見聴取方法                         | 概要   | 配布部数等             | 意見募集期間等                           |
|--------------------------------|--|-------------------|-----------------------------------|
| 新聞折込による意見聴取<br>(縦覧場所、ご意見の提出方法) | 大臣管理区間の想定氾濫区域に含まれる地域<br>(広島市、安芸太田町)に対し、新聞折り込みを<br>通じて、縦覧、意見聴取に関する案内を配布 | 約19万部<br>(①参照)    | ・折込日:令和2年7月9日(木)                  |
| 河川整備計画(変更原案)の<br>縦覧による意見聴取     | 国土交通省、広島県、広島市の関係部署に関<br>覧場所を開設   | 閲覧場所20箇所<br>(②参照) | ・令和2年7月9日(木)～<br>令和2年8月11日(火)まで募集 |
| 太田川河川事務所ウェブサイト<br>への変更原案の掲載    | 事務所ウェブサイトにて変更原案を公表し、メー<br>ル・FAX・郵送による意見を受付                             | —                 |                                   |
| 住民説明会(太田川住民意見を<br>聴く会)の開催・意見聴取 | 要望のあった安芸太田町会場で変更原案の住<br>民説明会を開催  | 1箇所               |                                   |

①新聞折り込みによる意見聴取範囲  
(大臣管理区間の想定氾濫区域に含まれる地域)



②河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案) 閲覧場所

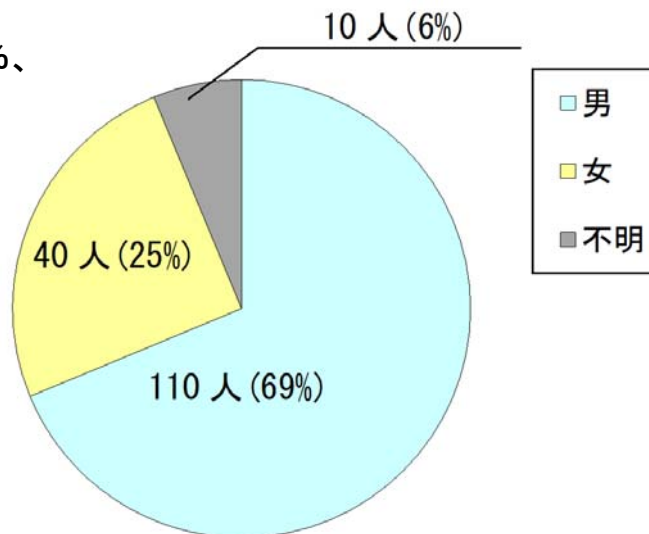
■国土交通省、広島県、広島市の関係部署に変更原案の閲覧場所を開設

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 国土交通省 | 中国地方整備局 情報公開室     |
|       | 太田川河川事務所          |
|       | 太田川河川事務所己斐出張所     |
|       | 太田川河川事務所大芝出張所     |
|       | 太田川河川事務所可部出張所     |
|       | 太田川河川事務所加計出張所     |
| 広島県   | 太田川河川事務所高瀬分室      |
|       | 広島県庁土木建築局河川課      |
|       | 広島県西部建設事務所        |
| 広島市   | 広島県西部建設事務所 安芸太田支所 |
|       | 広島市役所 下水道局河川防災課   |
|       | 中区役所 市民部市政調整課     |
|       | 東区役所 市民部市政調整課     |
|       | 南区役所 市民部市政調整課     |
|       | 西区役所 市民部市政調整課     |
|       | 安佐南区役所 市民部市政調整課   |
|       | 安佐北区役所 市民部市政調整課   |
|       | 安芸区役所 市民部市政調整課    |
|       | 佐伯区役所 湯来出張所       |
| 安芸太田町 | 安芸太田町総務課          |

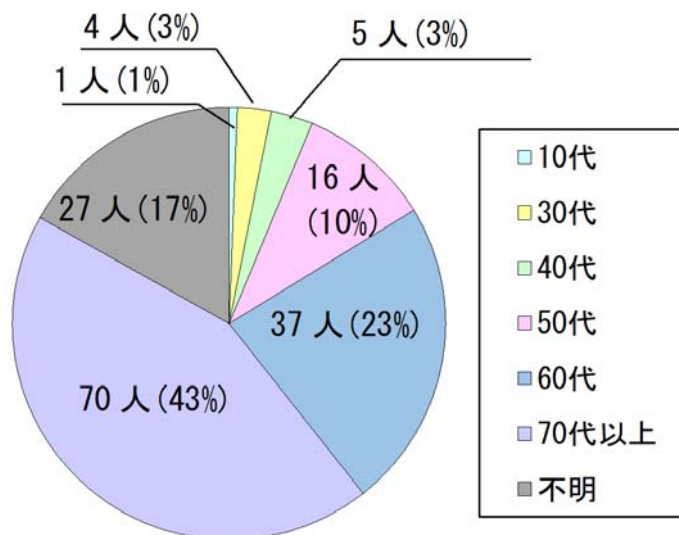
■意見送付者数：160名

■男女比率は、男性が全体の約70%、年齢比率は、60代以上が約70%を占める。

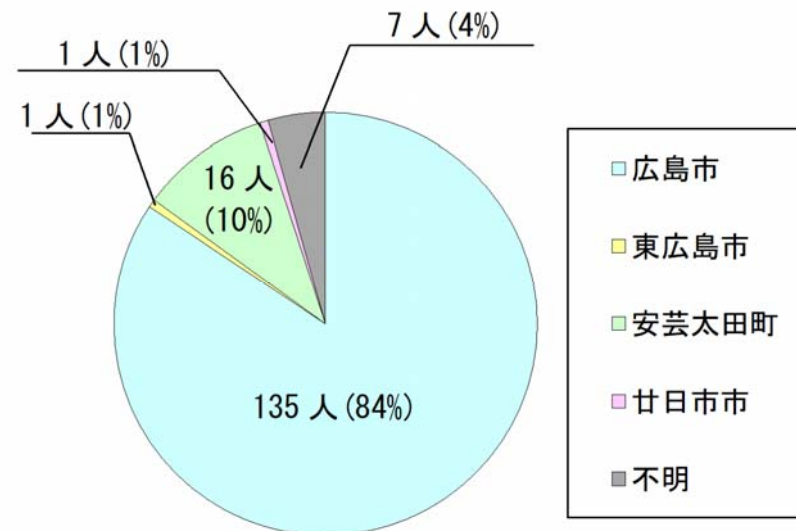
○男女比率：男性 69%、女性 25%、不明 6%



○年齢比率：10代 1%、30代 3%、40代 3%、50代 10%、60代 23%、70歳以上 43%、不明 17%



○居住地比率：広島市 84%、東広島市 1%、安芸太田町 10%、廿日市市 1%、不明 4%



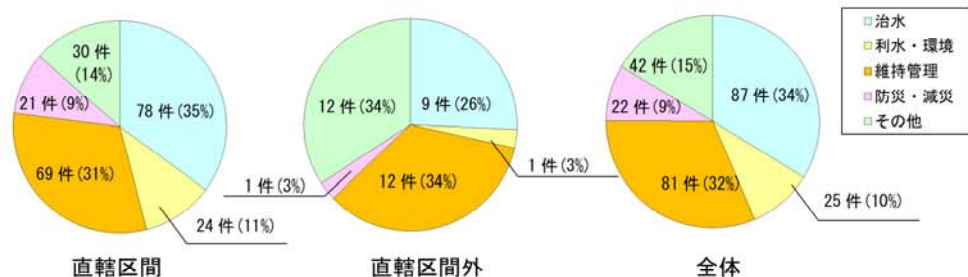
# 1. 太田川河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)に関する意見集約結果について

■ 総意見数：257件

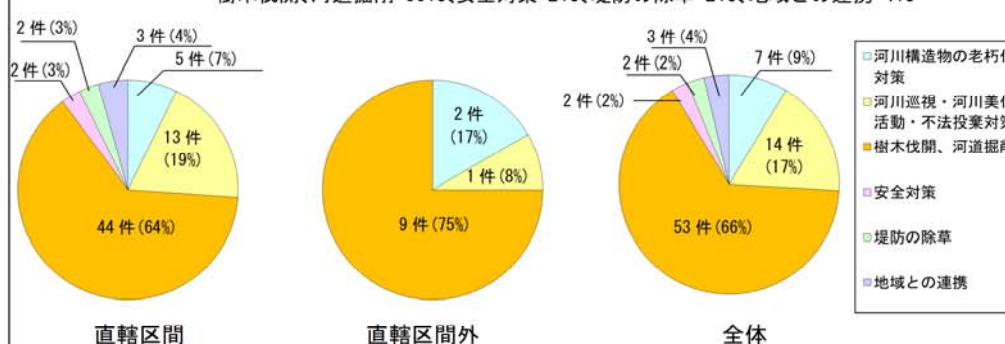
■ 治水、利水・河川環境、維持管理、防災・減災、その他に対する意見に分類した場合、「治水」と「維持管理」がそれぞれ30%程度（合計で60%程度）を占める。

■ 治水の中でも河道整備は、約40%を占め、維持管理の約60%は樹木伐開・河道掘削の意見であった。

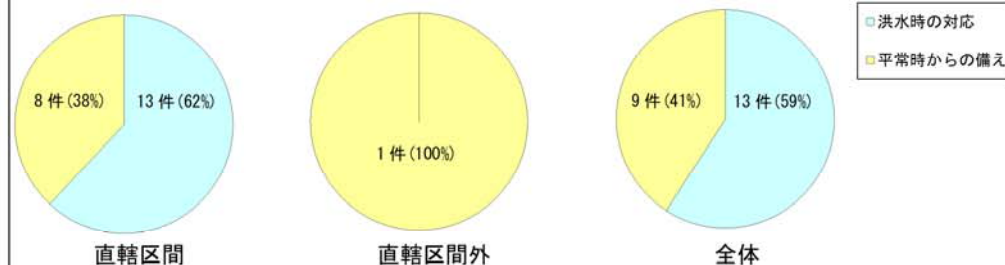
○ 区分比率：治水 34%、利水・環境 10%、維持管理 32%、防災・減災 9%、その他 15%



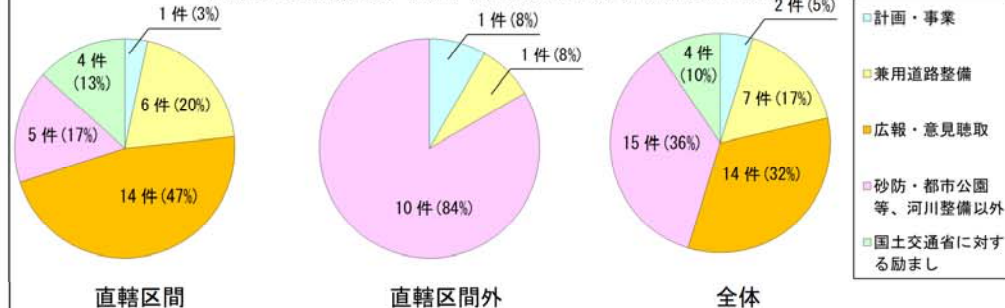
○ 維持管理比率：河川構造物の老朽化対策 9%、河川巡視・河川美化活動・不法投棄対策 17%、樹木伐開、河道掘削 66%、安全対策 2%、堤防の除草 2%、地域との連携 4%



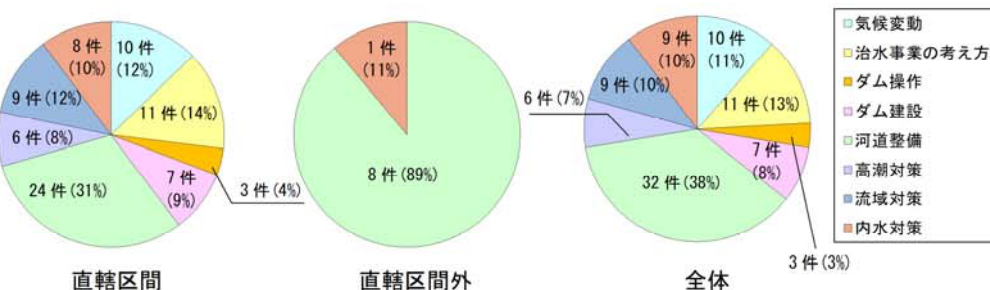
○ 防災・減災比率：洪水時の対応 59%、平常時からの備え 41%



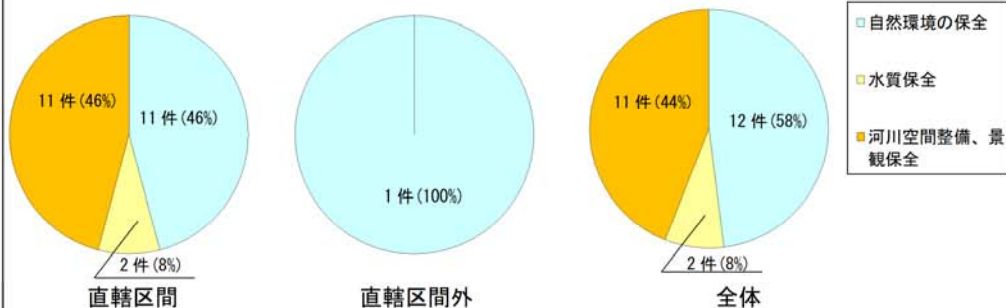
○ その他比率：計画・事業 5%、兼用道路整備 17%、広報・意見聴取 32%、砂防・都市公園等、河川整備以外 36%、国土交通省に対する励まし 10%



○ 治水区分比率：気候変動 11%、治水事業の考え方 13%、ダム操作 3%、ダム建設 8%、河道整備 38%、高潮対策 7%、流域対策 10%、内水対策 10%



○ 利水・環境比率：自然環境の保全 58%、水質保全 8%、河川空間整備、景観保全 44%



# 1. 太田川河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)に関する意見集約結果について

| 分類   |          | 意見概要   | 意見数<br>(件) | 回答  |
|------|----------|--|------------|---|
| 治水-1 | 気候変動     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化の影響による海水の蒸発量の増加が、降雨量の増加につながり、近年の災害発生につながっているのではないか、この負の連鎖を絶たないと根本的解決にはならないと思う。</li> <li>・地球温暖化の影響による災害は毎年のように繰り返されている。河川内の樹木伐採や採石・砂州除去等のさらなる工事の拡大を行って欲しい</li> </ul> | 8          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(本文P99参照) 資産の集積度や将来の気候変動の影響による降水量の増大等を踏まえた目標流量による計画としています。</li> </ul>   |
|      |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化の影響で全国いたるところで堤防決壊による洪水被害が発生している。堤防の拡幅工事はコストや完成までの長い時間が必要になるため、大規模洪水に備えて決壊しない堤防など補強が必要ではないか。</li> </ul>  | 1          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(本文P100参照) 想定し得る最大規模の洪水を含めて、施設の能力を上回る洪水が発生した場合においても、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進し、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう努めます。</li> </ul>  |
|      |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化の影響による海面上昇について、発生プロセスとその対応を明確にしていく必要があるのではないか。</li> </ul>   | 1          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(本文P154参照) 気候変動の影響により洪水等の規模が増大することが予測されていることを踏まえ、モニタリングを実施し、分析・評価を行い、必要に応じて計画を変更します。</li> </ul>   |
| 治水-2 | 治水事業の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画期間はおおむね何年区切りなのか明示してほしい。</li> <li>・堤防の整備は家屋移転等も含め準備や対策工事に時間がかかるため、段階的な河川整備の考え方や整備予定時期をわかるようにすべき。</li> </ul>   | 11         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(本文P1参照) おおむね30年で実施する河川整備の目標、河川工事、維持管理等の内容を定めるものです。</li> <li>・(本文P133参照) 整備については、事業進捗状況(事業間の工程調整)、事業効果の早期発現(一連区間の早期効果発現)、上下流や本支川の治水バランス、過去の被災状況等を踏まえ、関係機関と連携しながら実施していくため、現時点で明確な整備予定年をお示ししていません。設計段階においては住民の皆さんへ説明会等を行いご意見を伺いながら事業を実施します。</li> </ul>        |
| 治水-3 | ダム操作     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムの放流を工夫し下流の被害が少なくなるようにできないか。</li> </ul>   | 3          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(本文P154参照) 温井ダムについては、ダムの洪水調節能力を最大限活用するための操作の方法について検討し、引き続き検討していきます。</li> <li>・(本文P154参照) 一級河川太田川水系において、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利水者は、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、太田川水系治水協定を令和2年5月に締結し、既存ダムの洪水調節機能強化を推進する取組として、事前放流を実施します。</li> </ul>                             |
| 治水-4 | ダム建設     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年9月洪水のような太田川本川上流域に雨が多くふるような洪水から効率よく太田川沿川地域を守るためには、太田川本川の適切な位置に洪水調節施設を整備することが有効ではないか。</li> </ul>  | 7          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(本文P132参照) 太田川上流部において、洪水調節機能の向上等を図るための調査・検討を行い、必要な対策を実施します。実施にあたっては、関係機関と十分な調整を図りながら調査・検討を行います。</li> <li>・(本文P154参照) 一級河川太田川水系において、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利水者は、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、太田川水系治水協定を令和2年5月に締結し、既存ダムの洪水調節機能強化を推進する取組として、事前放流を実施します。</li> </ul> |

【回答の色分け】

黒字：ご意見に対する説明

青字：太田川水系河川整備計画(変更原案)に記載しているもの※河川整備計画(変更案)(案)にも記載

赤字：ご意見を踏まえ、太田川水系河川整備計画(変更案)(案)に追記・修正したもの

| 分類   |      | 意見概要   | 意見数<br>(件) | 回答  |
|------|------|--|------------|---|
| 治水-5 | 河道整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・根谷川上原橋より下流の土砂を取り除いて欲しい。</li> <li>・三篠川の川床が浅くなって河川の水位が早くあがるのではないかと心配している。整備を検討して欲しい。</li> <li>・国道191号線にそった太田川中流部は浸水箇所が多数あるので、早急に河川整備を実施して欲しい。</li> </ul> | 20         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(本文P126参照) 根谷川河川整備として上原橋下流は河道掘削を行う計画です。</li> <li>・(本文P122、123参照) 三篠川は河道掘削を行う計画です。</li> <li>・(本文P117参照) 太田川中流部においては、洪水調節機能の向上と連続した堤防の整備や河道掘削等により平成17年9月洪水の家屋浸水防止を図ります。また、河川整備にあたっては洪水防御だけではなく、災害リスクを考慮した土地利用(災害危険区域の設定、防災集団移転促進事業等)等を進めるために関係機関や地域住民と連携、調整を図るとともに、輪中堤整備等の局所的な対策により効率的に災害の発生の防止又は軽減を図ります。</li> </ul>  |
|      |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年7月豪雨の熊本県球磨川の氾濫のような災害にならないよう、支川の合流部は垂直ではなく、川をカーブさせて緩やかに合流させてはどうか。</li> <li>・バックウォーター対策が必要である。河川整備は災害が発生する前にあらかじめ整備しておくことが重要である。</li> </ul>          | 4          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の豪雨として平成30年7月豪雨において、高梁川の背水影響(バックウォーター現象)等により小田川の水位が上昇し、小田川及びその支川で8ヶ所の堤防が決壊しました。これらへの課題への対応として、太田川では、洪水氾濫や内水氾濫、土石流等の複合的な発生等に対応する「事前防災ハード対策」や、発災時の応急的な退避場所の確保等の「避難確保ハード対策」、地区単位の個人の避難計画作成をはじめとする「住民主体のソフト対策」を推進していきます。</li> <li>【河川整備計画(変更案)(案)】<br/>→本文の記載を追加(P30~31)<br/>このような中、平成30年7月豪雨や平成30年台風第21号等では、これまでに整備した堤防、ダム、砂防堰堤、防潮水門等が確実に効果を発揮し被害を防止・軽減した一方で、長時間にわたる大雨による水害・土砂災害の複合的な発生や、社会経済活動に影響を及ぼす広域的な被害の発生、ハザードマップ等のリスク情報が住民の避難につながっていない等の課題が明らかとなりました。</li> <li>また、平成30年7月豪雨では、高梁川の背水影響(バックウォーター現象)等により小田川の水位が上昇し、小田川及びその支川で8ヶ所の堤防が決壊しました。これにより倉敷市真備町では、2,000名を超える「逃げ遅れ」が発生するとともに、甚大な人的被害及び社会経済被害が発生しました。</li> <li>これらの課題への対応として、洪水氾濫や内水氾濫、土石流等の複合的な発生等に対応する「事前防災ハード対策」や、発災時の応急的な退避場所の確保等の「避難確保ハード対策」、地区単位の個人の避難計画作成をはじめとする「住民主体のソフト対策」を推進するため、「緊急行動計画」を改定し、減災対策協議会の場を活かし、行政以外も含めた様々な関係者で多層かつ一体的に推進することで、「水防災意識社会」の再構築をさらに加速させる必要があります。</li> </ul> |
| 治水-6 | 高潮対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島市街地(下流デルタ)は高潮に対して脆弱であるため計画堤防高までの整備を行う様に計画すべきではないか。</li> </ul>  | 6          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(本文P111、112参照) 下流デルタ域において、本河川整備計画期間内においては段階整備として、河川整備基本方針で定めた計画高潮位I.P.+4.4m(第3段階)までの高潮堤防の整備を実施します。</li> </ul>   |

【回答の色分け】

黒字：ご意見に対する説明

青字：太田川水系河川整備計画(変更原案)に記載しているもの※河川整備計画(変更案)(案)にも記載

赤字：ご意見を踏まえ、太田川水系河川整備計画(変更案)(案)に追記・修正したもの

# 1. 太田川河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)に関する意見集約結果について

| 分類   | 意見概要   | 意見数<br>(件) | 回答  |
|------|--|------------|---|
| 治水-7 | 流域対策<br><br>・ 治水を河川内の対策のみで行うには限界がある。今後は、新たに家を建設する場合などは、水没しては困る建物自動車等の財産を高い位置にするためのかさ上げなど、 <u>建築規制が必要</u> 。             | 4          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (本文P153参照) 開発業者や宅地の購入者等が、土地の水害リスクを容易に認識できるようにするため、現在住宅地を中心に行われている街の中における想定浸水深の表示について、住宅地外への拡大を図るとともに、都市機能の集約や居住の誘導に災害リスクが反映されるよう、<u>減災対策協議会等を活用し、関係機関との連携を強化</u>します。</li> <li>・ (本文P134参照) 関係機関と連携して、<u>まちづくりや住まい方の工夫等による水害に強い地域づくりに向けて取り組んでいきます</u>。</li> </ul>   |
|      | ・ 巨額な予算を伴う整備はゆっくりと整備して欲しい。 <u>社会状況の変化や都市計画の遍歴を見ながら河川整備をして欲しい</u> 。   | 1          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (本文P134参照) 関係機関と連携して、<u>まちづくりや住まい方の工夫等による水害に強い地域づくりに向けて取り組んでいきます</u>。</li> </ul>   |
|      | ・ 被災地に戻って再び生活する(住み続ける)ことを法律で禁止するなど、 <u>大ナタを振るう大英断が必要ではないでしょうか</u> 。  | 1          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (本文P134参照) 関係機関と連携して、<u>まちづくりや住まい方の工夫等による水害に強い地域づくりに向けて取り組んでいきます</u>。</li> </ul>   |
|      | ・ 氾濫地域に住む人の移住、再定住計画、治水を備えた公園化は将来の <u>広島を持続可能な都市政策になる</u> 。   | 1          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (本文P157参照) これまで経験したことのない豪雨による氾濫被害が頻発する中、街づくりや住まい方の変化にも追従した社会資本整備を行っていく必要があると考えています。太田川の河川整備においては、<u>地域計画等との連携を図りつつ、施設整備等のハード対策や組織づくり等のソフト対策等に努めるとともに、河川整備計画自体も社会環境の変化に対して順応的な対応を図ることができるよう柔軟に運用していきます</u>。</li> </ul>  |
|      | ・ 太田川上流で発生する <u>土砂災害の方が怖い</u> と思っている。 <u>山林の管理を助成金によって間伐するように促してほしい</u> 。  | 2          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島県は、<u>森林保全に関する制度を創設し取り組みを行っています</u>。太田川流域を森林から河川、そして海域まで一体として考えた、流域に関わるあらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)によるさまざまな防災・減災の取り組みとの連携に努めます。</li> <li>【河川整備計画(変更案)(案)】<br/>→本文の記載を追加(P155)<br/>広島県では、森林の持つ洪水緩和や水源涵養などの公益的機能の重要性を鑑み、平成19年4月より「ひろしまの森づくり県民税」を財源とする「ひろしまの森づくり事業」に取り組んでいます。また、平成26年8月豪雨での土砂災害等を起因として、防災・減災型の里山林整備事業の支援がはじまっています。太田川流域を森林から河川、そして海域まで一体として考えた、さまざまな防災・減災の取り組みとの連携に努めます。</li> </ul> |
| 治水-8 | 内水対策<br><br>・ 内水被害が頻発化している。太田川本川に合流する支川に <u>排水ポンプ場を整備して欲しい</u> 。<br><br>・ 排水ポンプ場の機能が停止しないように、 <u>電源を高い位置に設置して欲しい</u> 。 | 8          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (本文132参照) 家屋の床上浸水等、内水氾濫による浸水被害の対策については、<u>支川管理者ならびに関係機関や地域と一体となって、適切な役割分担のもと、必要に応じて内水被害の軽減を目指します</u>。</li> <li>・ (本文P132、133参照) 排水施設については、浸水被害を受けた場合においても、継続的に排水機能を維持できるよう必要に応じて<u>耐水対策等を行い、施設の信頼性を向上させます</u>。</li> </ul>  |

【回答の色分け】

黒字：ご意見に対する説明

青字：太田川水系河川整備計画(変更原案)に記載しているもの※河川整備計画(変更案)(案)にも記載

赤字：ご意見を踏まえ、太田川水系河川整備計画(変更案)(案)に追記・修正したもの

# 1. 太田川河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)に関する意見集約結果について

第15回 太田川河川整備懇談会

| 分類          |                 | 意見概要   | 意見数<br>(件) | 回答   |
|-------------|-----------------|--|------------|--|
| 利水・環境<br>-1 | 自然環境の<br>保全     | ・温井ダムが出来る前の活気ある太田川にして欲しい。自然を大切にしながら川の恵みを楽しみ、楽しく暮らしたい。  | 2          | ・(本文P135参照) 温井ダム下流部の水生生物の生息・生育・繁殖環境を改善するため、関係機関と連携し、温井ダムの融雪出水時の水位維持操作(フラッシュ放流)や温井ダム下流河川への置土等による土砂還元、魚類調査等を実施します。                                 |
|             |                 | ・太田川の自然環境を活かす計画にするべき。  | 4          | ・(本文P142参照) 周辺の自然環境との調和にも配慮しつつ、太田川における「治水と環境の調和」を図ることが可能な、河道掘削と樹木伐開の適切な組み合わせ手法を確立するため、川の営みを活かした持続可能な河道形状を調査・検討し、それらにより得られた知見を評価・分析し、必要な対策を実施します。 |
|             |                 | ・アユやうなぎが採れる環境の整備が必要。<br>・自然な川を復活させ、昔のように蜚が乱舞する環境に戻す努力をする必要がある。   | 5          | ・(本文P135参照) 河川工事を実施する際には、極力自然の状態を改変しないよう環境に配慮し、アユの産卵場やワンドの保全、瀬や淵の保全に配慮した掘削等、生物の生息・生育・繁殖環境の保全を実施し、多自然川づくりに努めます。                                   |
| 利水・環境<br>-2 | 水質保全            | ・太田川の水辺環境は、河川水質の向上や河岸砂州の形成など、昔にくらべて、ずいぶんよくなったと感じている。改善状況の評価結果なども分かるようにしてもらいたい。                           | 2          | ・(本文P84参照) 河川の水質を多様な視点から総合的に評価するため「人と河川の豊かなふれあいの確保」や「豊かな生態系の確保」、「利用しやすい水質の確保」の視点から設けられた新しい水質指標について、地域の方々と協働で調査を実施しています。                          |
| 利水・環境<br>-3 | 河川空間整備、<br>景観保全 | ・水の都のひろしまとして、河川を利用したカヌー、シーカヤック、サーフスキー、スタンドアップボード等のリバースポーツに市民が親しみ、楽しむことができるような施設が設置されるというより河川利用が促進されると思う。 | 3          | ・(本文P137参照) 旧太田川、元安川の基町地先において、「水の都ひろしま」推進計画に基づき、水辺とまちをつなぐネットワークの形成や安全・安心の河川利用にも資する、河川管理通路や護岸等の整備を行います。頂いた提案は具体的な計画を検討する際の参考とさせていただきます。           |
|             |                 | ・住民が河川敷をもっと有効利用できるように工夫してもらいたい。<br>・河川利用においては安全性の向上は課題である。   | 6          | ・(本文P137参照) 快適で安全に利用できる河川空間を地域と一体となり維持することを目指します。河川空間の利活用の実態を定期的に評価、分析し、河川空間の安全で快適な利用に向けた取組を関係機関等と連携を図り、実施します。                                   |
|             |                 | ・太田川放水路堤防に「R1」等の記号(対空表示)が敷設されてるが、位置が分かるように設置していると思うが、景観が悪くなるため撤去すべき。                                     | 2          | ・地震等による災害発生時において、被災箇所早期発見を目的に上空からの調査を行う際の位置を把握するために堤防等に河口からの距離を表示しています。河川管理上必要な施設としてご理解願います。   |

## 【回答の色分け】

黒字：ご意見に対する説明

青字：太田川水系河川整備計画(変更原案)に記載しているもの※河川整備計画(変更案)(案)にも記載

赤字：ご意見を踏まえ、太田川水系河川整備計画(変更案)(案)に追記・修正したもの



# 1. 太田川河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)に関する意見集約結果について

第15回 太田川河川整備懇談会

| 分類     |                 | 意見概要   | 意見数<br>(件) | 回答   |
|--------|-----------------|--|------------|--|
| 維持管理-1 | 河川構造物の<br>老朽化対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川護岸の耐久性を向上させる事が重要であると思う。</li> </ul>  | 1          | (本文P144参照) 堤防点検や河川巡視等でこのような異常を発見した場合には、その状態を把握・評価し、適切な補修方法等を検討し必要に応じて対策を実施することとしています。  |
|        |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>堤防から水がしみ出ているのを目にすることがある。</li> <li>平成30年7月豪雨の後に、川岸の樹木を伐採しているが、丈の長いすき等は水面近くにまだ多く残っている。</li> </ul> | 1          | <ul style="list-style-type: none"> <li>(本文P144参照) 堤防点検や河川巡視等でこのような異常を発見した場合には、その状態を把握・評価し、適切な補修方法等を検討し必要に応じて対策を実施します。</li> </ul>   |
|        |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>太田川放水路は完成して50年以上が経過し老朽化が不安である。特に、大芝水門・祇園水門の耐久性や越水しても破壊しない構造化など、点検をして必要な対策を実施して欲しい。</li> </ul>   | 3          | <ul style="list-style-type: none"> <li>(本文P142参照) 大芝水門や祇園水門、高瀬堰、排水機場等をはじめとする大規模構造物については、その機能を適切に発揮させるため、日常から各施設の状況を的確に把握するとともにその結果を評価し、効率的かつ計画的な維持補修方法を検討し、必要に応じて対策を実施します。</li> <li>また、大芝水門、祇園水門については、建設後50年以上が経過しているため、ゲートや機械設備等の劣化が進行しており、適切な維持補修が必要です。今後、施設の改築に着手するまでの間、現在の施設の状況を詳細に把握するとともに改築までの期間の適切な延命措置を検討し、必要な対策を実施します。</li> </ul> |

## 【回答の色分け】

黒字：ご意見に対する説明

青字：太田川水系河川整備計画（変更原案）に記載しているもの※河川整備計画（変更案）（案）にも記載

赤字：ご意見を踏まえ、太田川水系河川整備計画（変更案）（案）に追記・修正したもの

| 分類                           | 意見概要   | 意見数<br>(件) | 回答  |
|------------------------------|--|------------|---|
| 維持管理-2<br>河川巡視・河川美化活動・不法投棄対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川敷のウォーキングコースに土砂が溜まっているところがあるので撤去して欲しい。</li> </ul>  | 1          | <ul style="list-style-type: none"> <li>(本文P96、97参照) 地域住民と連携して河川清掃や啓発活動が必要です。</li> <li>(本文P137参照) 快適で安全に利用できる河川空間を地域と一体となり維持することを目指し、関係機関等と連携を図り実施します。</li> </ul>  |
|                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨が降ると河川敷などにゴミが溜まり汚いところがある。河川内のゴミの対策を検討して欲しい。</li> </ul>  | 5          | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川内に滞留するゴミや不法投棄について河川巡視などで確認します。(本文P147参照) ゴミの不法投棄については河川監視カメラや河川巡視による監視を行います。</li> </ul>  |
|                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川内に竹林等が繁殖し堤防決壊の要因となる可能性があるため、宣民一体のアダプト活動など普及啓発が必要。</li> </ul>  | 1          | <ul style="list-style-type: none"> <li>(本文P147参照) 地域住民の方々をはじめ地方公共団体、関係機関との連携と協働体制の強化を推進します。</li> </ul>  |
|                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川内の違反車や違反船を撤去して欲しい。</li> <li>堤防はもぐらの穴だらけになっているところがある。</li> </ul>                                     | 1          | <ul style="list-style-type: none"> <li>(本文P146参照) 河川巡視を通して不法係留の防止に努め、不法係留船については、船舶所有者に対して適切な是正指導等を行うとともに、船舶の係留施設の整備について関係機関と調整します。(本文P144参照) 堤防点検や河川巡視でもぐらの穴等の異常を発見した場合には、その状態を把握・評価し、適切な補修方法等を検討し必要に応じて対策を実施します。</li> </ul>        |
|                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川敷が利用しやすくなるように、草刈りや仮設トイレの設置等できることを行って欲しい。</li> <li>太田川放水路の己斐から下流も河川敷の整備を行って、通行できる様にして欲しい。</li> </ul> | 3          | <ul style="list-style-type: none"> <li>(本文P137参照) 快適で安全に利用できる河川空間を地域と一体となり維持することを目指します。河川空間の利活用の実態を定期的に評価、分析し、河川空間の安全で快適な利用に向けた取組を関係機関等と連携を図り、実施します。</li> <li>(本文P114、115参照) 緊急用河川敷道路については、国道2号旭橋より下流の左岸側で整備する予定としております。</li> </ul> |
|                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川のコンクリート護岸や石積となっている箇所に割れ目等の損傷はないか、定期的に巡回監視することが必要。</li> </ul>  | 2          | <ul style="list-style-type: none"> <li>(本文P144参照) 河川管理施設の機能を維持するための施設等の異常早期発見を目的とし、平常時の河川巡視、出水期前・出水後の施設の点検を行います。</li> </ul>   |

【回答の色分け】

黒字：ご意見に対する説明

青字：太田川水系河川整備計画（変更原案）に記載しているもの※河川整備計画（変更案）（案）にも記載

赤字：ご意見を踏まえ、太田川水系河川整備計画（変更案）（案）に追記・修正したもの

# 1. 太田川河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)に関する意見集約結果について

| 分類                  | 意見概要  | 意見数<br>(件) | 回答  |
|---------------------|---|------------|---|
| 維持管理-3<br>樹木伐開、河道掘削 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川砂・川石採取が禁止された関係で、昔に比べ河床が上がり洪水が流れる機能が著しく低下し、氾濫のリスクが高くなっていると思われる。規制を緩和して砂利採取を可能にすべきではないか。</li> <li>・河床の砂を掘って建設材料生コンクリート用に利用すれば、川床を低くする事ができるのではないか。</li> </ul>   | 6          | <p>・砂利採取については、第12次太田川水系砂利等の採取に関する規制計画により、河川管理上の支障が生じた場合に砂利採取での代行掘削を認めることとしています。</p> <p>【河川整備計画（変更案）（案）】<br/>→本文の記載を追加（P145）<br/>河道内の土砂堆積による流下断面の減少や河床の深掘れによる河川管理施設への悪影響や、ダム・堰の貯水池内への土砂堆積による貯水容量の減少等の悪影響が生じないよう、定期的に河川巡視や縦横断測量等を行い、土砂の堆積状況や、河床変動状況を的確に把握し、必要に応じて維持掘削等の対策を実施します。</p> <p>また、護岸等の機能に支障が生じた場合は補修を行います。<br/>さらに、維持掘削や許認可による砂利採取1）等に際しては、瀬や淵の保全に努めるとともに、水際部の掘削面の勾配を緩やかにし、一部に浅瀬を残す等、陸域の生物も含め多様な生物の生息・生育・繁殖環境に配慮するとともに、適切な指導・監督を行います。</p> <p>第12次太田川水系砂利等の採取に関する規制計画（平成30年4月～令和5年3月）では、河川構造物（堤防、護岸、橋梁、堰など）や環境への影響のほか、堆積土砂の土石区分（砂、砂利、玉石、転石）など採取可能量等を考慮し採取規制区間を設定しています。また、採取規制区間においても、船運路の維持または治水上など、河川管理上の支障を認めるような堆積が生じた場合は、その必要性において砂利採取での代行掘削を認めることとしています。</p> |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨のたびに河床に堆積する土砂や、堆積した土砂に根づく雑木等を毎年撤去すれば川の流れがスムーズになり洪水が流れやすくなる。</li> <li>・太田川は、土砂崩れなどにより、大量の土砂が河川へ流れ込みやすい。近年の猛烈な雨量を考えると、土砂堆積が水流の妨げになる。また、堆積した土砂に草木が生えて漁業やふんの害を発生させるカワウの繁殖地になっている。</li> <li>・太田川河口部分が天井川になっているので、至急河口部分の浚渫工事を実施して欲しい。</li> </ul> | 38         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・（本文P141参照）河道の流下能力を適切に把握するため、河道の土砂の堆積状況、樹木繁茂状況等、その河道状況の変化を的確に把握するとともに、必要に応じて維持掘削や樹木伐開等の適切な対策を検討・実施します。</li> <li>・なお、河口部は潮位の影響を受ける区間のため、洪水の流れやすさが潮位によって変化します。そのため、川底の土砂を掘削して川の流れる断面を広げる効果が発揮されにくい区間となります。</li> </ul>  |

【回答の色分け】

黒字：ご意見に対する説明

青字：太田川水系河川整備計画（変更原案）に記載しているもの※河川整備計画（変更案）（案）にも記載

赤字：ご意見を踏まえ、太田川水系河川整備計画（変更案）（案）に追記・修正したもの

# 1. 太田川河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)に関する意見集約結果について

| 分類     |        | 意見概要   | 意見数<br>(件) | 回答  |
|--------|--------|--|------------|---|
| 維持管理-4 | 安全対策   | <ul style="list-style-type: none"> <li>太田川沿川地域住民が、安全に道路を横断し、放水路高水敷へ降りることができる通路の整備を検討いただきたい。</li> </ul>                                 | 2          | <ul style="list-style-type: none"> <li>(本文P156参照) 堤防上の兼用道路及び河川に隣接する道路等については、道路管理者等が整備・維持管理を行う場合がありますが、河川敷地利用の快適性や安全性の向上等が図られるよう、歩道や横断歩道、安全施設の設置等について、必要に応じて道路管理者等と調整を図ります。</li> </ul>               |
| 維持管理-5 | 堤防の除草  | <ul style="list-style-type: none"> <li>堤防の草刈りをして欲しい。</li> </ul>  | 2          | <ul style="list-style-type: none"> <li>(本文P144参照) 堤防の除草については、堤防の異常を早期に把握して堤防の機能を維持するために重要であることから、河川維持管理計画で定める適切な頻度(梅雨期前と台風期前の年2回)で実施します。</li> </ul>   |
| 維持管理-6 | 地域との連携 | <ul style="list-style-type: none"> <li>温井ダムが完成し約20年経過しており、環境も変化してきている。最新の環境データもふまえて、さらなる環境改善と観光や山林の関係者と連携した活性化の取り組みを行ってほしい。</li> </ul> | 3          | <ul style="list-style-type: none"> <li>(本文P155参照) 温井ダムでは、地域住民、安芸太田町、河川管理者等が協働し、温井ダムを活用した地域づくりを目指す行動計画として「<u>温井ダム水源地域ビジョン</u>」を策定しています。地域社会の活性化の一助として、ダム湖で行う龍姫湖まつり等、周辺地域の交流を促す施策の推進を図ります。</li> </ul> |

【回答の色分け】

黒字：ご意見に対する説明

青字：太田川水系河川整備計画(変更原案)に記載しているもの※河川整備計画(変更案)(案)にも記載

赤字：ご意見を踏まえ、太田川水系河川整備計画(変更案)(案)に追記・修正したもの

| 分類          | 意見概要     | 意見数<br>(件) | 回答   |
|-------------|----------|------------|--|
| 防災・減災<br>-1 | 洪水時の対応   | 1          | (本文P156、157参照) 関係機関と連携して、的確な避難体制が構築されるよう技術的支援等に努めるほか、地方公共団体と連携し地域住民を対象とした防災学習の充実を図ると共に、地域の防災体制の強化に協力することとしています。  |
|             |          | 5          | (本文P149参照) 大臣管理区間全川で水防活動の指針となる水防警報を発令し、関係機関へ伝達し効率的かつ適切な水防活動を支援しています。このため、関係機関と連携して情報共有してまいります。   |
|             |          | 4          | (本文P153参照) 減災対策協議会における取組の1つとして、「 <u>迫りくる機器を認識した的確な避難行動のための取組</u> 」を挙げており、 <u>避難行動・水防活動等に資する基盤等の整備</u> を行ってまいります。   |
|             |          | 1          | (本文P153参照) <u>危険の切迫度が住民に伝わりやすくなるよう、分かりやすい情報の提供に努めます。</u>   |
|             |          | 1          | 洪水時は状況によっては人手が不足することが考えられます。(本文P150参照) 大規模水害等においては、自治体の災害対応全般にわたる機能が著しく低下するおそれがあるため、TEC-FORCE (Technical Emergency Control FORCE: 緊急災害対策派遣隊) 等による災害発生直後からの被災状況調査、排水ポンプ車による緊急排水等の支援、自治体への災害対応支援の一層の強化を図ります。 |
|             |          | 1          | (本文P148参照) 地域住民、水防団、地方公共団体、河川管理者等が「 <u>自助、共助、公助</u> 」の考えのもと、連携、協働し、洪水時に的確に行動し、被害をできるだけ軽減するために防災体制や連絡体制の一層の強化を図ります。   |
| 防災・減災<br>-2 | 平常時からの備え | 3          | (本文P152参照) 洪水浸水想定区域の更新の際には、地方公共団体の避難所等を記載した洪水ハザードマップの作成、普及への支援を引き続き行います。   |
|             |          | 4          | (本文P150参照) <u>地域住民、自主防災組織、民間団体等が災害時に行う水防活動を可能な限り支援</u> します。  |
|             |          | 1          | (本文P153参照) <u>避難時に使用する道路が冠水する水位を表示する等、安全な避難行動を促すための情報を提供するとともに、防災意識の向上に繋がる工夫</u> を行っています。  |

【回答の色分け】

黒字：ご意見に対する説明

青字：太田川水系河川整備計画（変更原案）に記載しているもの※河川整備計画（変更案）（案）にも記載

赤字：ご意見を踏まえ、太田川水系河川整備計画（変更案）（案）に追記・修正したもの

| 分類    |            | 意見概要   | 意見数<br>(件) | 回答  |
|-------|------------|--|------------|---|
| その他-1 | 計画・事業      | <ul style="list-style-type: none"> <li>国土強靱化のため、公共投資を増やしてほしい</li> </ul>  | 1          | <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、事業の推進に努めて参ります。</li> </ul>   |
| その他-2 | 兼用道路整備     | <ul style="list-style-type: none"> <li>堤防上の道路は交通量が多いため四車線にしたほうがよい、堤防が広くなれば洪水時も安心になる。</li> </ul>  | 6          | <ul style="list-style-type: none"> <li>(本文P156参照) 堤防上の兼用道路及び河川に隣接する道路等については、道路管理者等が整備・維持管理を行う場合がありますが、河川敷利用の快適性や安全性の向上等が図られるよう、歩道や横断歩道、安全施設の設置等について、必要に応じて道路管理者等と調整を図ります。</li> </ul>  |
| その他-3 | 広報・意見聴取    | <ul style="list-style-type: none"> <li>国、県、広島市は、いろいろな機会を通じて太田川放水路事業の効果や歴史などを積極的に広報すべき。</li> </ul>  | 14         | <ul style="list-style-type: none"> <li>(本文P18参照) 太田川放水路の事業の経緯等を示しています。</li> <li>(本文P147参照) 太田川に関する様々な情報を出前講座やウェブサイト、Go G i ルーム等を活用して提供します。</li> </ul>   |
| その他-4 | 砂防施設・公園整備等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>砂防ダムの上に倒木対策の整備がされていない箇所があり不安。</li> <li>川の恐ろしさと同時に豊かな自然の大切さを、川に親しむ中で体験できるような取り組み、公園整備などを期待する。</li> </ul>                       | 5          | <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携して情報共有していきます。</li> <li>(本文P157参照) 太田川の自然環境を活かした河道を形成、保全するとともに、自然体験活動等を通して、身近な自然である太田川に接する機会の提供、将来を担う子どもたちへの環境学習への支援等、上下流の地域住民の交流を含め、太田川をより身近に感じられ、広く太田川に対する関心が高まるような活動を進め、地域と一体となって多様な河川環境を保持していきます。</li> </ul> |
| その他-5 | 本計画に対する励まし | <ul style="list-style-type: none"> <li>太田川水系河川整備計画には異論ない。</li> <li>全国の河川状況に比べ太田川放水路等の河川の計画が優れている。</li> <li>広島の水道水はおいしい。</li> <li>水の都の景観は東京に負けない誇らしいものである。</li> </ul> | 4          | <ul style="list-style-type: none"> <li>「安全・安心な暮らしを守る」、「川の恵みを楽しみ豊かな暮らしを支える」、「水の都ひろしまの顔を次世代に引き継ぐ」基本理念のもと、治水、利水、環境の多面的な観点から整備、維持管理を引き続き行っていきます。</li> </ul>   |

## 【回答の色分け】

黒字：ご意見に対する説明

青字：太田川水系河川整備計画（変更原案）に記載しているもの※河川整備計画（変更案）（案）にも記載

赤字：ご意見を踏まえ、太田川水系河川整備計画（変更案）（案）に追記・修正したもの